

「子どもの権利条約」は1989年に国連で採択されました。
そして日本は、1994年にこの条約を実行することに同意をしています。

「子どもの権利条約」は、世界中のすべての子どもたちが持っている”権利”について定めた条約で、「子どもにとって一番いいこと」を実現しようとしています。

では、「子どもにとって一番いいこと」を考えると、親と子どもとで意見が分かれたらどうしますか？まだ小さいから、子どもの意見は聞きませんか？

子どもの権利条約を知ることが、よりよい関わり方のヒントになるかもしれません。

～子どもの権利条約を知っていますか～

★「子どもの権利条約」は大きくわけて次の4つの子どもの権利を守るように定めています。

(日本ユニセフ協会HPより)

1 生きる権利



防げる病気などで命をうばわれないこと
病気やけがをしたら治療を受けられること
など

第6条 生きる権利・育つ権利
第24条 健康・医療への権利 など

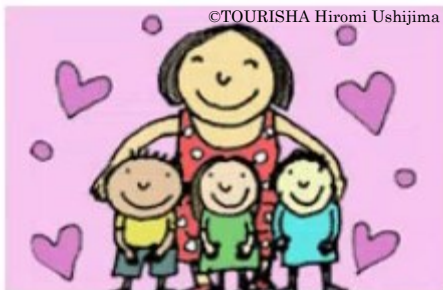
2 育つ権利



教育を受け、休んだり遊んだりできること
考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができること
など

第28条 教育を受ける権利
第31条 休み、遊ぶ権利 など

3 守られる権利



あらゆる種類の虐待(ぎゃくたい)や搾取(さくしゅ)などから守られること
障がいのある子どもや少数民族の子どもなどはとくに守られること
など

第19条 虐待・放任からの保護
第23条 障がいのある子ども など

4 参加する権利



自由に意見をあらわしたり、集まってグループをつくったり、自由な活動を行ったりできること
など

第12条 意見を表す権利
第15条 結社・集会の自由 など

